

障がいのある方への配慮マニュアル

(職員向)

瑞穂市

目 次

1. はじめに	
2. 不当な差別的取扱いの禁止	1
3. 合理的配慮	2
4. 対応の心構え	4
5. 障がいの理解（障がい種別の特性）	5
(1) 視覚障がい	5
(2) 聴覚障がい	6
(3) 肢体不自由	9
(4) 内部障がい	10
(5) 知的障がい	12
(6) 精神障がい	14
(7) 発達障がい	15
(8) 難病を原因とする障がい	17
6. 場面ごとの対応	18
(1) 庁内での案内	18
(2) 来客・窓口対応	19
(3) 行政情報の提供	21
(4) 一般市民を対象とした講演会やイベント等の開催	22
7. 参考	24
(1) 車いすでの介助方法	24
(2) 視覚障がいのある人の介助方法	26
(3) ほじょ犬（身体障害者補助犬）	30
(4) 障がいのある人に関するマーク	31
8. 相談体制の整備	32
9. 研修・啓発の実施	33

1. はじめに

このマニュアルは、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりを推進するため、障がい者を理由とする差別の解消に向け、瑞穂市の事務又は事業の実施にあたり、職員が障がい者を理由とする差別（不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供）を行わないための基本的な考え方その他の必要な事項について定めるものです。

行政サービスを提供する行政機関の職員として、不当な差別的取扱いをしないのはもちろん、特に障がいのある人への「合理的配慮」は、障がいのある人を取り巻く社会障壁を取り除き、障がいのある人が社会を構成する一員として、あらゆる社会生活に参加することができる社会づくりのため、私たちが積極的に取り組む必要があります。

このマニュアルは、基礎的なものであり、すべてに対応できるものではありませんが、障がいに対する理解を深め、「対象者を理解して、対象者にとってより適切な配慮を行う」という姿勢が大切です。これは、障がいのある人だけでなく、子ども連れや妊産婦、高齢者などへの対応にも必要なことです。

2. 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する。障がいのある人でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することです。

なお、障がいのある人を障がいのある人でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのある人でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由にあたるのは、障がいのある人に対して、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に当たるかどうかについては、個別の事案ごとに、障がいのある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び事務・事業の目的・内容、機能の維持等の視点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

なお、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努める必要があります。

3. 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的考え方

① 定義等

「合理的配慮」は、法において「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

職員は、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明が合った場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することにならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行う必要があります。

合理的配慮は、障がいのある人が受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会的モデル」の考え方を踏まえたものです。

【障害者差別解消法】

第2条（略）

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。

② 留意すべき事項

合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。当該障がいのある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、柔軟な対応が必要とされます。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮する必要があります。

なお、合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合、障がいのある人との関係性が長期に渡る場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中長期的なコストの削減・効率化につなげていくことも検討していく必要があります。

③ 意思の表明について

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がいのある人が他人と

コミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられます。

また、障がいのある人からの意思表示のみでなく、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障がいのある人の家族、介助者等、コミュニケーションを支援するものが本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、その障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが明らかである場合には、障がいのある人に対して適切と思われる配慮を提案するなど、自主的に配慮を行うことが望まれます。

④ 環境の整備と関係

合理的配慮は、障がいのある人等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がいのある人に対して、その状況に応じて個別に実施されるものです。従って、各場面における環境整備の状況により、合理的配慮の内容とは異なることとなります。

また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に障がいのある人との関係性が長期に渡る場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

⑤ 委託事業者について

市の委託事務又は事業の一環として実施する事務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がいのある人が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、合理的配慮の提供について盛り込むことが望まれます。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることとします。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

4. 応対の心構え

- (1) 相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立って応対します。
 - 相手の立場に立って、「明るく」「ていねいに」分かりやすい応対を心がけます。
 - 障がいのある本人に直接応対するようにし、介助の人や手話通訳の人等には、応対に行き詰ったときに助言を求めるようにします。
 - 何らかの配慮の必要があると思う場合でも、思い込みや押し付けではなく、本人が必要と考えていることを確認し、必要に応じて介助の人の意見も聞くようにします。
- (2) 障がいの有無や種類に関わらず、困っている人には進んで声をかけます。
 - 窓口を訪れる人の障がいの有無や種類は明確でないため、常に来庁される人の中に障がいのある人も含まれていることを念頭に置いて、困っていきそうな状況が見受けられたら、速やかに適切な対応をするようにします。
 - 障がいの種類や内容を問うのではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を本人に尋ねます。
- (3) コミュニケーションを大切にします。
 - コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをせず、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、信頼感の持てる応対を心がけます。
- (4) 柔軟な応対を心がけます。
 - 相手の話をよく聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします。
 - 応対方法がよく分からないときは、ひとりで抱え込まず周囲に協力を求めます。
 - 想定していないことが起きても、素早く柔軟に応対します。
- (5) 不快になる言葉は使わないようにします。
 - 差別的な言葉はもとより、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉は使わないようにします。
 - 障がいがあるからといって、特別扱いした言葉は使わないようにします。
- (6) プライバシーには立ち入らないようにします。
 - 障がいの原因や内容について、必要がないのに聞いたりしないようにします。
 - 仕事上知り得た個人の情報については、守秘義務を守ります。

5. 障がいの理解（障がい種別の特性）

このページ以降、障がい種別の主な特徴を記載していますが、障がいの種類は同じでも程度や症状は一人ひとり様々で、そのニーズも多様であり、画一的ではなく、柔軟に対応することが重要です。

(1) 視覚障がい

視力、視野、色覚などの障害で、文字を読み取ったり、慣れない場所で移動することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

視覚障がいのある人の中には、まったく見えない人と見えづらい人とがいます。見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い（視野の一部が欠けていたり、望遠鏡でのぞいているような見え方）などの人がいます。

また、特定の色がわかりにくい人もいます。

【主な特徴】

■一人で移動することが困難。

慣れていない場所では一人で移動することは困難です。

また、外出時は白杖を使用する人もいます。左右に振った杖の先が物や壁に当たることで、足元の安全を確認したり方向を修正します。

■音声を中心に情報を得ている。

目からの情報が得にくいいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。

■文字の読み書きが困難。

文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい人が多いです。

【コミュニケーションの留意点】

■こちらから声をかける。

周りの状況が分からないため、相手から声をかけられなければ、会話が始められないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からないこともあります。

■指示語は使わない。

「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では、「どこか」、「なにか」、わかりません。場所は「30センチ右」、「2歩前」など、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明します。場合によっては、相手の了解を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。

■点字と音声

点字は、指先で触って読む文字です。

視覚障がいのある人が必ずしも点字を読めるわけではなく、点字を使用されるのは1割で、残りの9割の人は、主に音声や拡大文字により情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音

声化する方法もあります。

【当事者・家族等の声】

<差別等事例>

- ・盲導犬を連れて公共ホールのコンサートに出かけることを事前に知らせたが、「犬を連れての入場は困ります。上司に聞いてきます。」といわれ、電話でたらい回しにされた挙句「1日待ってください。」と言われた。翌日、OKですといわれ、一番最後に指定された椅子に座ったが、何となく嫌な思いで帰った。
- ・白杖を見て、「それ足が悪いの？」とも言われたことがある。
- ・行政に視覚障がいのある人の働く場の開発や就労を要望したとき、「今は健常者でも就職が難しいのに、目の見えない者は・・・云々」と行政サイドの職員から言われた。

<配慮や工夫事例>

- ・全般的に施設の手すりが無いと昇降が困難（公園、グラウンド等公共性のある屋外の場は不便を感じる人が多い。）なので、改善してほしい。
- ・道を教えてくださるならば、そこを、あそこをではなくて、右とか左とかで言ってもらいたい。
- ・行政からの通知は、内容が分かりやすいように、点字等の同封をお願いしたい。音声パソコンを利用している障がいのある人に対しては、メールを利用して通知することも可能。
- ・行政からの視覚障がいのある人への通知は、本人の希望する方法で行ってほしい。点字、ネット通信、活字文書読み上げ機器使用方法など。なお、活字文書作成に当たっては、音声で正しく読み上げるため共通する文字は入力しないこと。例えばー（長音）とー（ダッシュ）、O（オー）と0（ゼロ）など共通する形状の文字は文章の内容で適切に使って入力してほしい。

(2) 聴覚障がい

音を聞いたり、感じる経路に何らかの障害があり、話し言葉を聞き取ったり、周囲の音から状況を判断することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

聴覚障がいのある人の中には、全く聞こえない人と聞こえにくい人がいます。さらに、言語障がいを伴う人とほとんど伴わない人とがいます。

また、言語障がいのある人は、その原因によって、聴覚障がいを伴う場合があります。

【主な特徴】

■外見から分かりにくい

外見からは聞こえないことが分かりにくいいため、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがあります。

■視覚を中心に情報を得ている。

音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。

■声に出して話せても聞こえているとは限らない。

聴覚障がいのある人の中には声を出して話せる人もいますが、相手の話は聞こえていない場合があります。

■補聴器をつけても会話が通じるとは限らない。

補聴器をつけている人もいますが、補聴器で音を大きくしても、明瞭に聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている人もいます。

【コミュニケーションの留意点】

■コミュニケーションの方法を確認する。

聴覚障がいのある人との会話には、手話、指文字、筆談、口話（こうわ）（声を出して話をすること。）、読話（どくわ）（相手の口の動きを見て話を読み取ること。）などの方法があります。

人によってコミュニケーションの方法は異なるので、どのような方法にすればよいか、本人の意向を確認します。

■聞き取りにくい場合は確認する。

言語障がいのある人への対応は、言葉の一つ一つを聞き分けることが必要です。聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。

【様々なコミュニケーション方法】

■筆談

メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて伝える方法です。パソコンや携帯電話の画面上で言葉をやり取りする方法もあります。

■手話

手指の形や動きで表現し、目で読むコミュニケーション手段です。聴覚障がいのある人たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、地方によって、習慣や文化の違いから表現の仕方が異なるものがあります。

■指文字

指の形で「あいうえお～」を一文字ずつ表すものです。まだ手話になっていない新しい単語や、固有名詞などを表すのに使います。通常は手話と組み合わせて使います。

■口話（こうわ）・読話（どくわ）

相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きが分かるよう正面からはっきりゆっくり話すことが必要です。口の形が似ている言葉は区別がつきにくいので、言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。

【筆談のコツ】

筆談とは？

メモ用紙や手のひらなどに字を書いてコミュニケーションをとる方法です。

■要旨だけを簡単にまとめて書く。

一字一句ていねいに書くより、必要なことだけを簡単にまとめて書くようにした方が、スムーズにコミュニケーションできます。

○〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分かかります。

×〈悪い書き方の例〉

只今混み合っていますので、お調べするのに約10分かかります。

■漢字を適切に使って、意味が分かるようにする。

難しい言葉は避けるようにしますが、ひらがなばかりでもかえって意味が分かりにくくなります。表意文字である漢字を適切に使うと、読めなくても意味が通じやすくなります。

○〈良い書き方の例〉

調べるのに、約10分かかります。

×〈悪い書き方の例〉

しらべるのに、やくじゅっぶんかかります。

■抽象的な言葉や二重否定は使わない。

抽象的な言葉や二重否定を使うと誤解を招くことがあります。遠回しな言い方は避け、簡潔にまとめると言いたいことが伝わります。

○〈良い書き方の例〉

資料をお渡しするのに、約30分かかります。

×〈悪い書き方の例〉

資料をお渡しできないわけではないのですが、用意するのに時間がかかります。

【当事者・家族等の声】

＜差別等事例＞

- ・聴覚障がいがあることを伝えると担当者が不在という理由で待たされた。
- ・外見は健常者と変わらないので、障がい者用駐車場に車を停めた時、男性に何か言いたげな様子で見られたことがある。
- ・生涯学習のパンフレットに「手話付き」と表示がある講座を見つけたので受付で要約筆記も付けてほしいと要望したが、「この手話も何度も要望があつて付いた。あなたも何度も要望すれば？」と言われた。

＜配慮や工夫事例＞

- ・電車やバスを利用している際、車内放送による遅延情報、事故連絡など聞こえず、目的地まで行けなかったことがある。
- ・病院で、カルテに聴覚障がいありと記入しているにも関わらず、名前を呼び出す時は「〇〇さん」と何回もくり返し呼び出された。
- ・手話通訳をしていることが分ると本人ではなく手話通訳者に向かって話をする。本人に向かって話をするよう指摘すると、少しの間はそうされるが話が煮詰まってくると、手話通訳者に向かって話をするということが往々にしてあった。

- ・学校でもお店でも連絡手段にFAXを考えてほしい。また、メールアドレスを表示してもらえると予約などしやすい。
- ・公共機関に「耳マーク」を設置してほしい。このマークが設置されていると気軽に筆談を頼める。筆談ボードやメモ用紙を取り付けてほしい。
- ・窓口での筆談をする所が増えているが、聴覚障がいのある人といっても、手話を第1言語としている方の中には、筆談が通用しない場合もあることを分かってもらいたい。

(3) 肢体不自由

手足や体幹の運動や動作の障がいのため、起立や歩行、物の持ち運びが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

肢体不自由のある人の中には、上肢や下肢に切断や機能障がいのある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性麻痺の人などがいます。これらの人の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な人、立ったり歩行したりすることが困難な人、身体に麻痺がある人、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用される人、義足を使用される人、自力走行や電動の車いすを使用される人などがいます。また、病気や事故で脳が損傷を受けた人の中には、身体の麻痺や機能障がいに加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う人もいます。

【主な特徴】

■移動に制約がある人もいる。

下肢に障がいのある人では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない人がいます。また、歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。

車いすを使用している人では、高い所に、手が届きにくく、床の物は拾いにくいです。

■文字の記入が困難な人もいる。

手に麻痺のある人や脳性麻痺で不随意運動を伴う人などは、文字を記入できなかったり、狭いスペースに記入することが困難です。

■体温調節が困難な人もいる。

脊髄を損傷された人では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。

■話すことが困難な人もいる。

脳性麻痺の人の中には、発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えるのが難しい人もいます。

【コミュニケーションの留意点】

■車いすを使用している人の視線に合わせる。

車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして、身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。

■聞き取りにくい場合は確認する。

聞き取りにくい時は、分かったふりをせず、一語一語確認するようにします。

■子ども扱いをしない。

言葉がうまくしゃべれない人に対して子どもに対するような接し方をしないようにします。

【当事者・家族等の声】

<差別等事例>

- ・手帳が古くなり、市役所へ作成をお願いに持参した時、事務所の男性が手帳を見、「あんたがこれを持っているのがおかしい、ここの中を歩いてみよ」と言われ、二度往復したが、おかしいを連発。女性の方が来てくれて、手続きを無事すませたが、忘れることができない。
- ・悪気はないと思うが、街頭等でジロジロ見られるのはいい気持ちはしない。
- ・遠足や校外活動の際はいつも親の付き添いを求められる。遅れるので別コースや異なったスケジュールの行動を指示される。
- ・車いすで生活しているが、差別と感じた場所は、病院で一般人や患者さんたちが珍しそうにじろじろ見られる。社会の皆様が車いすの障がいのある人を暖かく見守ってほしい。

<配慮や工夫事例>

- ・スーパーなどで障がいのある人が買物しているのを見かけたら必要に応じて手助けをしてほしい。
- ・トイレ案内等の看板が天井にぶら下がっているが、杖や車いすの人の視線には合わない気がする。
- ・最近、健常者の人が堂々と障がい者用の所に車を停めることが多くなっているように見受けられる。

(4) 内部障がい

内臓の機能の異常や喪失のため、継続的な医療ケアが必要など、様々な生活のしづらさを抱えています。

内部障がいとは、内臓機能の障がいであり、身体障害者福祉法では心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能、肝臓機能の7種類の機能障がいと定められています。

【主な特徴】

■外見からは分かりにくい。

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

■疲れやすい。

障がいのある臓器だけでなく、全身の状態が低下しているため、体力がなく、疲れやす

い状況にあり、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

■携帯電話の影響が懸念される人もいる。

心臓機能障がいや心臓ペースメーカーを埋め込んでいる人では、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤動作するおそれがあるので、配慮が必要です。

■タバコの煙が苦しい人もいる。

呼吸器機能障がいがある人では、タバコの煙などが苦しい人もいます。

■トイレに不自由されている人もいます。

ぼうこう・直腸機能障がいや人工肛門や人工ぼうこうを使用されている人（オストメイト）は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。

【コミュニケーションの留意点】

■負担をかけない対応を心がける。

症状や体調に応じて、対応してほしい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。

■風邪をひいている時はうつさないようにする。

体力の低下により感染しやすくなるので、対応者が風邪をひいている時は、気をつけ必要があります。

症状の例

〔心臓機能障がい〕

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障がいや、ペースメーカー等を使用している人もいます。

〔じん臓機能障害〕

じん臓機能が低下した障がいや、定期的な人工透析（血液浄化透析）に通院されている人もいます。

〔呼吸器機能障がい〕

呼吸器系の病気により呼吸器機能が低下した障がいや、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している人もいます。

〔ぼうこう・直腸機能障がい〕

ぼうこう疾患や腸管の通過障がいや、腹壁に新たな排泄口（ストーマ）を造設している人もいます。

〔小腸機能障がい〕

小腸の機能が損なわれた障がいや、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている人もいます。

〔ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい〕

HIVによって免疫機能が低下した障がいや、抗ウイルス剤を服薬している人です。

〔肝臓機能障がい〕

ウイルス性肝炎（B型、C型）、自己免疫性肝炎、代謝性肝炎疾患等のために肝機能が低下した障がいや、全身倦怠感、むくみ、嘔吐などの症状に加え、吐血、意識障がい、痙攣発作をおこす人もいます。

【当事者・家族等の声】

<差別等事例>

- ・酸素ボンベを持っているとき、すれ違うといつまでも振り向いて見ている。
- ・内部障がい者は外から見てわからず、障がい者用駐車場に停めたら注意された。

<配慮や工夫事例>

- ・心臓ペースメーカーを入れており、手が震えて字が書けない。申請書の自署について配慮してほしい。

(5) 知的障がい

先天的又は発達期に知的機能の障がいが見られ、複雑な事柄や抽象的な概念を理解することが困難であるなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

知的障がいのある人は、発達時期において脳に何らかの障がいが生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある人です。

また、重度の障がいのため、常に同伴者と行動を必要とする人もいますが、障がいが軽度の場合には会社で働いている人も大勢います。

【主な特徴】

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい。
- 人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な人もいる。
- 漢字の読み書きや計算が苦手な人もいる。
- ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいる。また、質問に対する答がオウム返しになる人もいる。

【コミュニケーションの留意点】

- 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明。

一度にたくさんを言われると混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。

- 具体的にわかりやすく。

案内板や説明資料には、漢字にふりがなをつけるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明します。例えば大きさを伝えるときも、「りんごの大きさ」など具体的に表現します。

また、必要に応じ、「はい」「いいえ」「わかりません」などの意思表示ボードを準備します。

※コミュニケーション支援ボード

http://www.my-kokoro.jp/kokoro/communication_board/

- 子ども扱いしない。

成人の方の場合は、子ども扱いしないようにします。

■穏やかな口調で声をかける。

社会的なルールを理解しにくいと、時に奇異な行動を起こす人もいますが、いきなり強い調子で声をかけたりせず、「どうしましたか?」、「何かお手伝いしましょうか?」と穏やかな口調で声をかけます。

■理解したかの確認が必要。

質問に答える際にオウム返しになる人もいるので、こちらの意思を伝える場合、理解するまでよく確認します。

■本人の意思確認が必要。

支援者等同伴者と行動することが多いですが、同伴者の意見だけではなく、本人に対する意思確認も必要です。

【当事者・家族等の声】

<差別等事例>

- ・ 計算機を使っただけの計算はある程度できるが、暗算はほとんど出来ない。職員から簡単な計算を依頼され戸惑っていると、職員が「計算できないんで!」と言われた。それが当人にも聞こえ、大変悲しい思いをした。
- ・ 子どもが知的障がいとわかると、必要以上に「かわいそうな家庭」扱いされた。気持ちは有難い面もあるが、普通に接してもらうのが一番楽。過剰に同情されるのも困る。
- ・ 飲食店や商店の接客について、店員の言葉使いが子どもに対するような口調になる。一般の皆さんへと同じように普通に話しかけてほしい。
- ・ 障がいがあるから何を言っても分からないだろうという思いからか、当人の前で障がいに対する批判のような言葉を使われる方がいる。

<配慮や工夫事例>

- ・ トイレの流し方は、昔はレバーだけでしたが今はセンサーだったりボタンだったりするので、子どもがちゃんと流せているのか気になる。
- ・ 広報がわかりにくい。知的障がいがあっても市からの情報は知りたい。わかりやすい言葉や、ルビをつけるなどの工夫をしてほしい。
- ・ わかりやすい説明をしてほしい。(子ども扱いしないでほしい。)
- ・ 割れにくい鏡・ガラスや机の固定など環境の配慮をしてほしい。
- ・ 文字の大きさや短い文節での区切り、色によるグループ分けなど支援上の配慮をしてほしい。
- ・ 知的障がいを持つ本人や家族に対して「ばかにしない」というマナーを意識づけてほしい。
- ・ 漢字がわからない人への配慮をしてほしい。案内文書にふりがなを打ってほしい。
- ・ 落ち着いて過ごせるスペースを確保してほしい。
- ・ ゆっくりとした話し方で、話してほしい。わかりやすい言葉づかいはもちろん、わかってもらえるまで気長に対応してほしい。

(6) 精神障がい

精神障がいのある人は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、「ストレスに弱い」、「対人関係が苦手」など、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。

精神障がいは、適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば、ある程度、症状をコントロールできるため、大半の人は地域で安定した生活を送っています。

【主な特徴】

- ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多い。
- 外見からは分かりにくく、障がいについて理解されずに孤立している人もいる。
- 精神障がいに対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多い。
- 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう人もいる。
- 学生時代の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない人もいる。
- 気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある。
- 認知面の障がいのために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す人もいる。

【コミュニケーションの留意点】

- 「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明。
一度にたくさんのことを言われると混乱されることがあるので、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。
- 不安を感じさせないような穏やかな対応。
いきなり強い調子で声をかけたりせず、穏やかな口調で対応します。相手に考えてもらう余裕や安心感を与える対応を心がけます。

<疾患の例>

〔統合失調症〕

幻覚・妄想・話のまとまりの悪さなどの思考障がいの他、意欲の低下・ひきこもり・対人関係の障がい・状況判断の悪さなど生活能力の低下が見られる場合があります。抗精神病薬を規則的に服用し、病状を改善するとともに再発を予防することが大切です。また、生活能力の低下に対しては生活のしづらさに焦点を当てた社会生活技術の練習や作業療法に参加することで安定した日常生活を送ることができます。

〔うつ病〕

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味が持てなくなったり、不眠や食欲不振などが少なくとも2週間以上持続し、日常生活に支障が現れます。抗うつ薬の服用と急性期には十分な休養をとることが必要となります。

〔てんかん〕

通常は規則正しいリズムで活動している大脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい電氣的な乱れが生じることによって発作が現れる神経疾患です。薬によ

って約8割の人は発作を止められるようになりました。

※注 「てんかん」は幻覚妄想や抑うつ症状など精神症状の合併を示すことも少なくないこと、国の福祉制度の中でも精神障がい位置づけられていることから、「精神障がい」の項目の中で説明しています。

【当事者・家族等の声】

＜差別等事例＞

- ・入院中の患者さんが公営住宅へ入居に際し、病院へ診断書の提出を求められたり、家族に対し誓約書を交わすなど通常の入居の流れでは行わない手続きをとられた。
- ・精神障がいのある人のアパート契約の際、不動産会社より、地域活動支援センターの登録をしており、同センターの支援を確約しなければ入居させない方針であると伝えられたほか、地域活動支援センターがなくなる場合には、既に同不動産会社を通じて入居していても契約を解除する旨説明された。

＜配慮や工夫事例＞

- ・精神障がいを抱えている方は、他者とのコミュニケーションをとることが苦手な方も多いため、困ったときどこに聞いてよいかわからずに抱え込んでしまうことも度々見受けられる。具体的な項目についてどこが窓口であるか、表記してあると分かりやすい。

(7) 発達障がい

主に脳機能の障がいがあり、他人と社会的関係を形成することや読み書き計算の習得をすることが困難であったり、注意散漫でじっとしてられないなど、様々な生活のしづらさを抱えています。

発達障がいは、自閉症等の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等、脳機能の障がいであって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障がいを伴う場合と伴わない場合（高機能自閉症）とがあります。

【主な特徴】

- 外見からは分かりにくい。
- 話す言葉は流暢でも、言われたことを理解しにくい人もいる。
- 相手の言ったことを繰り返すときは、相手が言っていることが理解できないことが多い。
- 遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい。
- 相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な人もいる。
- 順序だてて論理的に話すことが苦手な人もいる。
- 年齢相応の社会性が身につけていない人もいる。
- 関心があることばかり一方的に話す人もいる。

- 言いたいことを、ふさわしい言葉や表情、態度で表現できない人もいる。
- 一度に複数の説明や指示を出すと混乱する人もいる。
- 運動、手先の作業など、極端に不器用な人もいる。
- 文字や文章を読むことはできても、書くことが極端に苦手な人もいる。
- 聞いて理解することはできても、読むことが極端に苦手な人もいる。
- 落ち着きがないようにみえたり、視線が合いにくかったりする。

【コミュニケーションの留意点】

- 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明。
- 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明。
 抽象的な表現は避け、絵や写真を活用するなど具体的に説明します。待つ必要がある場合や時間に余裕がないときなどは、おおよその待ち時間や対応できる時間などをあらかじめ伝えておきます。
- 安心できる落ち着いた静かな環境を整える。
 当事者が言いたいことを話せるよう、落ち着いた静かな環境づくりや十分な時間を確保するようにします。

【当事者・家族等の声】

<差別等事例>

- ・ 電車で親子で乗った時、独り言の声が大きく、止まらず（注意、説得、説明はするが慣れない状況に不安で声が止まらない）、乗り合わせた男性がじーっとこちらを見ていた。
- ・ 保育所に入所の申込時、少し障がいがあることを相談したところ「障がいをお持ちですか・・・」困ったという顔つきをされた。
- ・ 発達障がいは身体障がいなどに比べて理解されにくい。ショッピングモールなどで大きな声を出してしまい、「うるさい」と怒られたり、笑われる。遠ざかっていくなどをされて傷つくことがある。多くの人に発達障がいのある人の生きにくさを理解してもらえる場を作ってほしい。
- ・ 明らかな差別意識によって排除されたり侮辱されているというよりは、障がいのある人に対する理解やなじみがないために、未知のものへの不安から関わらないようにしようと距離をとられると感じた。息子が特別支援学級に通級していた小学校時代、通常学級の親たちと打ち解けるのが難しく、PTA活動等で疎外感、孤立感を味わうのが常だった。

<配慮や工夫事例>

- ・ 消えてしまう言葉よりも文字にして見せてもらった方が伝わりやすい子だが、言葉の指示が多く、働けず、何度も同じことを言われパニックになることがあった。どうしたらわかってくれるか伝え方を色々と試行錯誤を重ねてほしい。

(8) 難病を原因とする障がい

体調の変動が激しく、座ったり横になることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすい、定期的な通院が必要であるといった疾患管理上の条件などから、様々な生活のしづらさを抱えています。

難病とは、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、慢性的経過をたどり、本人や家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾病です。中には、難病を原因とする障がいを持つ人もいます。

【主な特徴】

■外見から分かりにくい。

外見からは分からないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

■体調の変動が激しい。

午前中は体調が悪くても、夕方になると良くなるなど、一日の中での体調の変動があります。特に、ストレスや疲労により、症状が悪化することがあります。

【コミュニケーションの留意点】

■負担をかけない対応を心がける。

症状や体調に応じて、対応してほしい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。

【当事者・家族等の声】

<差別等事例>

- ・車いすですり足で市役所へ手続きに訪問したが、スロープは自力で上がれず、近くにいた警備員さんに助けを求めたが自分の仕事があるからと断われた。

<配慮や工夫事例>

- ・エレベーターを降りようと思ったときに、職員を呼ばなければならず、車いす専用であったため、利用したいときにできなかった。(膠原病で貧血・低血糖あり、退院したてでエスカレーターや階段の利用が困難な状態であったが見た目では健康そうに見えるので理解していただけないと思い利用できなかった。)
- ・長い距離を歩けないので、駐車場の確保について配慮してほしい。
- ・本人に、何ができないのか聞いてもらって、そのことについて配慮してほしい。
- ・建前だけのスロープでは、リウマチで手首、足首が弱い者に勾配はきつい。

6. 場面ごとの対応

(1) 庁内での案内

来庁する人の障がいの有無や種類は明確ではないため、来庁者の中には障がいのある人も含まれていることを念頭において対応します。

【共通的な配慮】

- 入口や受付付近で困っていそうな人を見かけたら、「何かお手伝いすることはありますか？」と積極的に声をかけます。
- 声かけは、介助の人ではなく、直接本人に対して行います。
- 誘導が必要かどうか、直接本人に尋ねます。
- わかりやすいサイン表示（はっきりしたコントラスト、漢字にふりがな、図やサインの併記等）により目的の場所を見つけやすくします。
- 廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたすものを置かないようにします。
- 目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、本人の希望を聞きます。
- こちらからの説明に対する理解が困難な人には、せかしたりせず「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明します。
- ドアの開閉が困難な人には開閉を手伝います。
- 案内板は、必要に応じて漢字にふりがなをつけます。
- 頻繁に離席する必要がある方には、案内する座席などの位置や扉や入口の近くにします。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の人の理解を得た上で、障がいのある人の順番が来るまで別室や席を用意します。
- 来庁されるときは車両乗降場所を施設の出入り口に近い場所へ変更します。

【障がい種別の配慮】

視覚障がいのある人

- 職員であること及び名前を名乗った上で、周りの状況を具体的に分かりやすく伝えます。待つ必要がある場合は、おおよその待ち時間を伝えて、いす等に案内し、順番がきたら名前で声をかけて知らせます。
- 移動を介助する場合は、その方との背の高さの関係で肘肩または手首を軽く握ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。階段や段差の手前では「上りです」「下りです」と声をかけます。

聴覚障がいのある人

- お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認し、用件を伺います。
- 呼び出しの音声聞こえない人には、そのような方法で知らせるかあらかじめ説明して、不安のないようにします。
- 窓口には、常に筆談のできるメモ用紙や小さめのホワイトボード、簡易筆談器などを用意しておきます。

車いす使用の人

- 段差がある場合に、携帯スロープを渡す、本人の意向を確認してキャスター上げの補助をするなどします。
- 少しかがんで目線が合う高さで、話します。
- 窓口には、低くて車いすの入るスペースのあるカウンターを設置するなど、車いす使用の人が利用しやすい工夫をします。
- 車いす使用の方にとって、車いすは身体の一部のように感じているので、勝手に車いすを押したりせず、誘導の介助を希望されるかどうか、必ず、本人の意向を確認してから誘導介助を行います。

立っているのがつらそうな人

- いすのあるところに案内し、そちらに担当職員が出向いて用件を伺います。

知的障がいのある人

- 絵や図、写真などを使用して分かりやすく説明します。

(2) 来客・窓口対応

来庁者に気づいたら、仕事の手を止め、いすから立ち上がって用件を尋ねます。

【差別的取扱いの禁止】

- 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否することはしてはいけません。
- 障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにしてはいけません。
- 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供などを拒んではいけません。
- 障がいがあることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりしてはいけません。

【共通的な配慮】

- 相手の話を良く聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします。
- 話が的確に伝わるように、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」話します。
- 障がいの種別に関わりなく、相手の話をよく聴き、安心して話ができる信頼関係を作ります。
- 必要に応じて、絵・図・写真を使って説明します。
- パンフレット等の位置を分かりやすく伝えます。
- 来訪の意図等が的確に把握できない場合には、必要に応じて複数の職員で対応します。
- 障がい特性に応じた方法で説明できるよう、予め説明資料等の準備をしておきます。
- ポイントを明確に、文章は短く、専門的な用語ではなく一般的な分かりやすい言葉で説明します。
- 説明の際には、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記

ではなく、午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて渡します。

- 比喩表現が苦手な方に対しては、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明します。
- 書類の記入方法については、記入例も含めて文書で大きくわかりやすく表示しておきます。
- 書類の記入の仕方がわからない人には、「お手伝いしましょうか？」と声をかけます。
- 障がいの状況から自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。署名欄の部分だけを切り取った枠（サインガイド）があると署名しやすい人もいます。
- 文書の交付や閲覧の際に、本人が希望される場合には、内容をわかりやすく説明します。
- 疲労を感じやすい方から別室での休憩の申し出があった場合には、別室を確保するようにします。別室を確保することが困難である場合には、本人に事情を説明し、対応している窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的な休憩スペースを設けるなどの配慮をします。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい方に対して、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりします。
- 順番を待つことが苦手な方に対しては、周囲の方の理解を得た上で、手続き順を入れ替えます。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合には、本人に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備します。

【障がい種別の配慮】

視覚障がいのある人

- 自分の肩書きと名前を名乗った上で、伝えたい内容を具体的な言葉でわかりやすく説明します。
- 一時的に席を離れる際や新たに対応する職員が加わるような場合には、その旨を伝えます。
- 拡大文字の文書を希望される人には、説明資料等を拡大コピーしたものを渡して説明します。
- 必要に応じて必要な箇所や、希望箇所を読み上げます。読み方としては、まず目次や全体の構成を説明し、その後に必要な箇所を読みます。その際は、要点をまとめるのではなく、原文をそのまま読み上げます。
- 代筆した場合には、その内容を読み上げ、内容を確認してもらいます。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号が異なりうることに留意して使用します。
- 会議資料等を事前送付する際に、読み上げソフトに対応できるよう、電子データ（テキスト形式）で提供します。

聴覚障がいのある人

- お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認し、用件を伺います。
- 筆談を求められた場合には、面倒がらずに対応します。

■問い合わせは電話・ファックス・Eメールなどでもできるようにします。

車いす使用の人

■配架棚の高いところに置かれたパンフレット等を取って渡します。

口頭での説明では理解が難しい人

■説明のポイントをメモ書きして渡します。その際、必要に応じて、漢字にはふりがなをふります。

同じ話を何度も繰り返す人・つじつまの合わない話をする人

■話を途中で遮らずに、タイミングを見計らって用件を確認し、訪問目的に沿って対応するようにします。

■相手が声の調整ができず大きい声で話しても、落ち着いた雰囲気に対応することを心がけます。

■相談内容を箇条書きにし、内容を相互で確認したうえで、相手に渡します。次回までに準備してほしいことがあればアンダーラインを引くなどして、課題を明確にします。

(3) 行政情報の提供

行政情報の提供は、複数の手段によって行いますが、下記の点に留意が必要です。

<テレビ>

番組の中で、問い合わせ先等の連絡先を知らせる場合は、画面で表示するだけでなく、音声で伝えるようにします。

<印刷物>

印刷物による情報提供を行う際は、その情報を対象となる人すべてが受け取ることができるのか、配慮する必要があります。

状況に応じて、点字・拡大版やふりがな付きでの提供や、SPコードを貼付して提供します。

[SPコード]

紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変換した二次元コードで、専用の読み上げ装置で読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができます。なお、印刷物に貼付する場合は、コードの位置確認のために切り込みを入れます。

<ホームページ>

瑞穂市公式ウェブサイトについては、アクセシビリティ（誰もが利用できる）やユーザビリティ（使いやすさ）を確保するために、「岐阜県ウェブアクセシビリティガイドライン」に沿って運営されています。

瑞穂市ホームページコンテンツ管理システムを活用する場合は、アクセシビリティチェ

ック機能で機械的にチェックしている項目は最低限の項目ですので、添付ファイル等については、音声読み上げソフトに対応しているか確認するなどの注意が必要です。

〔音声読み上げソフト〕

ホームページ上のテキスト情報を合成音声で読み上げるソフトウェアは、目でホームページを見ることができない、見にくい等の視覚障がいのある利用者がホームページを耳で聞くことによって情報を取得する手段の一つとして利用されています。ソフトウェアがホームページの情報を正しく読み上げられるように、音声だけでもきちんと意味を伝えられるページ構成になっているか等、ホームページ作成時には工夫や配慮が必要です。

〔音声読み上げ対応の留意点〕

文字の表記

単語の途中にスペースを入れたり、スペースで体裁を整えると、意図しない読み上げとなります。

・画像の使用

画像ファイルには、その内容を説明した文字列（代替テキスト）を付加し、表示されている内容がわかるようにします。

・表の使用

表は意図しない順序で読み上げる可能性があるため、使用する場合は、表の読み上げ順に配慮し、単純な構造にします。

・PDFファイルの使用

PDFデータを音声読み上げソフトだけで正確に理解するのは難しいので、使用する場合は、HTML版で要約を提供したり、テキスト版で同じ情報を併せて提供するようにします。

（4）一般市民を対象とした講演会やイベント等の開催

一般市民を広く対象とする講演会やイベント等を開催する場合は、障がいのある人の参加を念頭においた対応が必要となります。

【開催会場】

- 障がいのある人の利用が可能かどうか、エレベーター・多目的トイレ・身障者駐車場等の有無について、確認します。
- 会場までの通路や廊下は車いすで通行可能かどうか、確認します。

【事前の情報提供】

- 講演会やイベントに関する事前情報は、広報紙、ポスター、チラシ、新聞だけでなく、テレビ、ラジオ、ホームページなど、できる限り複数の情報伝達手段を利用します。

【参加申込】

- 障がいがあることを理由に、説明会、シンポジウム等への出席を拒んではいけません。
- 事前に参加申込を受ける場合は、電話、郵送、ファックス、Eメールなど、できる限り複数の手段で受けるようにします。
- 申込書の様式は、障がいのある人が希望するサービスを事前に把握できるようにしておくこと、各種ニーズへの対応を準備することができます。

希望するサービス

- ◎参加するにあたり、希望するサービスがある場合は、項目にチェックを入れてください。
- 介助者の要否 要 否 (介助の内容 _____)
- 手話通訳 要約筆記 拡大文字資料 点字資料
- ふりがなつき資料 車いす使用者席 身障者駐車スペース
- その他ご希望を具体的に記入してください。(_____)
- ※事前に希望するサービスを把握しない場合でも、手話通訳や点字資料など、可能な限り障がいのある人への配慮に留意します。

【会場内設営】

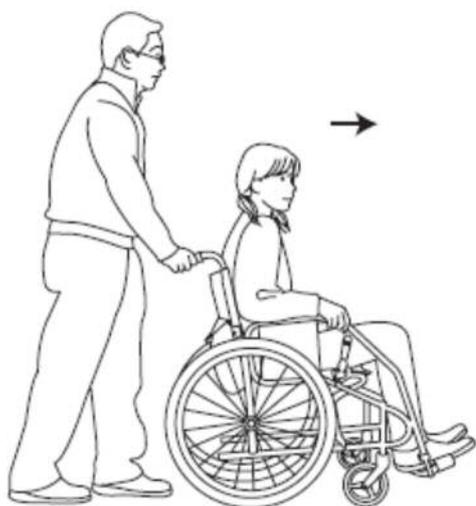
- 会場出入口まで、スムーズに行くことができる敷地内通路かどうか確認します。通路幅(120cm以上)の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの有無等を確認します。
- 障がいのある人の来庁が多数見込まれる場合、通常障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更できないか検討します。
- 階段や段差がある場合、板などによる簡易スロープを設置するなどの応急措置や係員を配置して、車いすを持ち上げる、杖を使っている人は介助するなどの人的支援を検討します。
- 電源コードの敷設などにより、床面に凸凹ができる場合は、テープなどで被覆し、サインの設置や係員の配置により注意を促すなどの対応を検討します。
- 講演会や会議において、手話通訳者や要約筆記者を配置する場合は、聴覚障がいのある人の座席を前方に指定します。
なお、説明者は、手話通訳や要約筆記に配慮し、ゆっくりとした説明を心がけます。
- 車いす使用の人の座席については、出入口や通路に近い場所を広めに確保します。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保します。

7. 参考

(1) 車いすでの介助方法

【自走式標準タイプの車いすの押し方】

■ハンドグリップを握り、重心を安定させ、体全体で押すようにします。押し始める際には、「進みます」「押します」と声をかけてください。止まる時は声をかけて静かに止まります。急に止まると車いすから転げ落ちる場合がありますので注意が必要です。

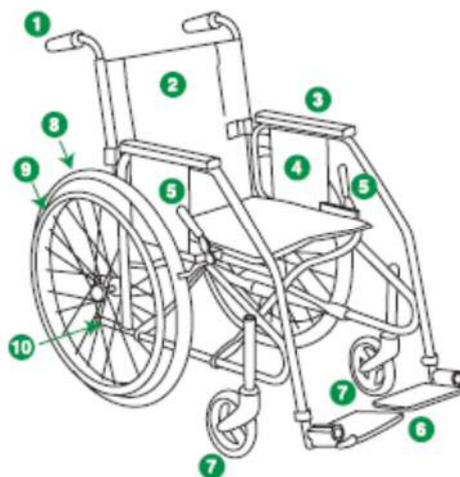


【ブレーキ（ストッパー）のかけ方】

■車いすの背面から側面にかけて立ち、片手でハンドグリップを握りながら、もう一方の手でブレーキ（ストッパー）をかけます。反対側もハンドグリップを放すことなく、ブレーキ（ストッパー）をかけます。



〈自走式標準タイプの車いすの各部の名前〉



- ① ハンドル（介助者用にぎり）
- ② バックレスト（背もたれ）
- ③ アームレスト（ひじ当て）
- ④ スカートガード（がわ当て）
＝衣服が外に出ないようにします。
- ⑤ ブレーキ（ストッパー）
＝両側についています。
- ⑥ フットレスト
- ⑦ キャスター
- ⑧ 後輪（大車輪）
- ⑨ ハンドリム：車輪を回すハンドル
- ⑩ ティッピングバー
＝介助者がキャスター上げをするときに足で踏み込みます。

【キャスター上げ】

■ティッピングバーを踏み込むと同時に、ハンドグリップに体重をかけ、押し下げます。すばやく安定させることが安心につながります。



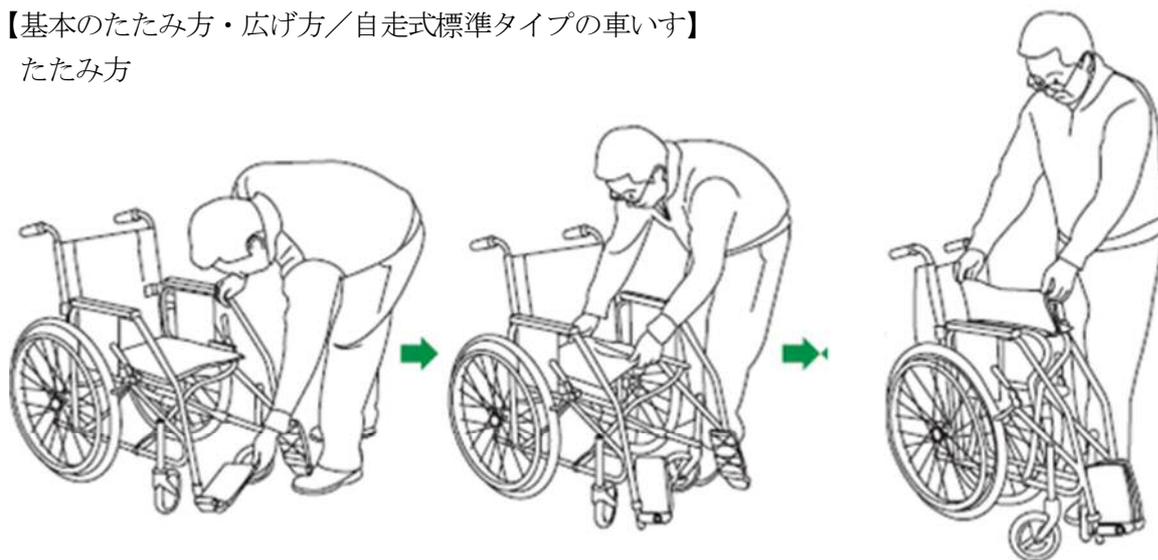
【キャスター上げでの移動】

■ハンドグリップをしっかりと握り、ふらつかないようにバランスを取りながら、前に進めます。



【基本のたたみ方・広げ方／自走式標準タイプの車いす】

たたみ方



① フットレストを上げます。 ②シート中央部を持ち上げます。 ③完全に折りたたみます。

広げ方

- ①外側に少し広げます。
- ②シートを押し広げます。
- ③両手を「ハ」の字に広げ、シート
の両端をしっかり押し広げます。



【急な下り坂】

- 急な坂道やスロープは後ろ向きで下りの方が安全です。ハンドグリップをしっかりと握り、後方を確認しながらゆっくりと下がります。（どちら向きで下りるか乗っている人に確認してから進みます。）

(2) 視覚障がいのある人の介助方法

【基本原則】

- 視覚障がいのある人の動きを制限しないこと。
 - 基本姿勢で相手の前に位置しても引っ張ってしまつては、視覚障がいのある人の動きは制限されたことになり、非常に不安で恐怖感を生じさせます。
 - 白杖を引っ張ったりすることは、身体の一部を引っ張っているのと同じこととなります。（白杖は身体の一部と理解してください。）
- 一時的に待ってもらうときには、空間に放置するようなことはしないこと。
 - 自分がどこにいるか非常に不安になります。壁や柱などに触って待ってもらうようにします。

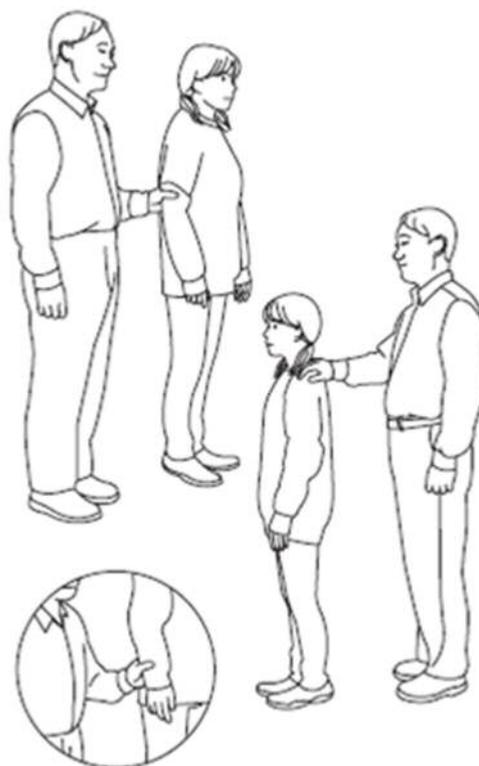
【基本姿勢】

- 相手の白杖を持つ手の反対側の半歩前に立ち、肘の少し上を握ってもらい、二人分の幅を確保しながら誘導します。
- 誘導する際は、状況を口頭で伝えることが大切で、特に足元や障害物についての情報が必要です。
- なお、説明するときは曖昧な表現ではなく、「右」「あと〇メートルぐらい」と具体的に説明します。



【肘や肩、手首をつかんでもらう場合】

- 相手の肘の角度が90度くらいになることで、互いの位置を適度な感覚に保つことができます。持たれている肘は、体側に軽く付けてごく自然にし、腕はあまり振らないようにします。
- 相手の背が高い場合には、本人に確認したうえで、肩をつかんでもらっても良いでしょう。
- また、逆に相手が子どもだったり、極端に背の高さが違う場合には、手首のあたりをつかんでもらっても良いでしょう。



【白杖を持っている人と階段を上がる方法】

- 白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。階段が始まることを口頭で告げ、あなたから上がり始めます。上がるスピードについて口頭で確認し、階段の終わりについても伝えます。



【白杖を持っている人と階段を下りる方法】

- 白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。上がる時と同様に、階段が始まることを口頭で告げ、あなたから下り始めます。スピードに気をつけ、声をかけながら下り、階段の終わりを知らせます。



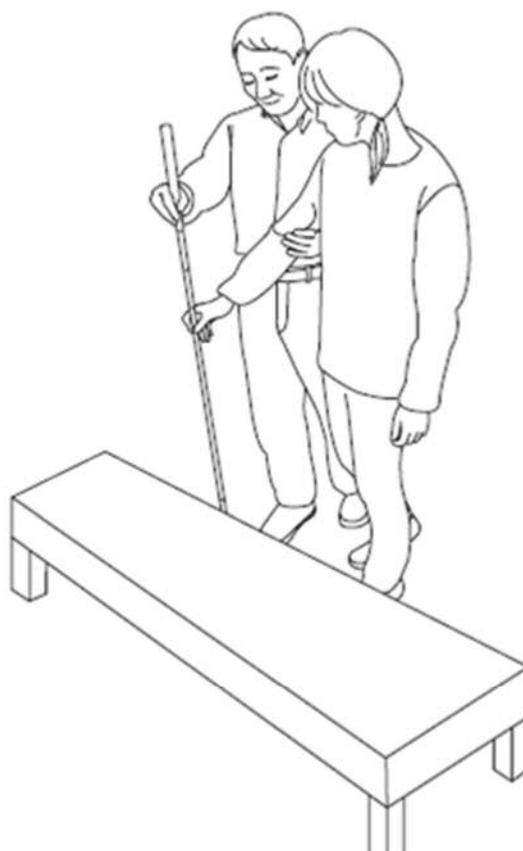
【いすに座るとき】

- いすに座ることを伝え、いすのタイプ（一人掛け、長いすなど）を説明します。背もたれに触ってもらうことで位置や向き、いすのタイプなどを確認することができます。



【白杖による誘導】

- 白杖を持っている人には、白杖を垂直に立てた状態でいすに触れるように手を添え、座る場所に導くという方法もあります。その際は、事前に了解を得た上で、白杖のグリップの少し下を持って指し示すようにします。



【障害物がある場合】

- 段差がある場合やくぼみをよけたりする場合についても階段とおなじように、あらかじめ説明し、上がり下りの別や、その高さや大きさを「〇センチぐらい」と伝えます。

【白杖SOSシグナルについて】

- 白杖を使用し、外出先などで困ったことがあった際に、頭上50cm程度に掲げて周囲の方にサポートを求める合図のことです。
このシンボルマークは、岐阜市において、視覚に障がいのある方の「SOSシグナル」のイメージをわかりやすく伝えるようなマーク等のデザイン画について募集を行い、全国各地より応募のあった288点の中から採用された作品をもとに作成されたものです。



白杖SOSシグナルを見かけたら

- ① 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSシグナルを発している視覚障がいの方を見かけたら、すすんで声をかけましょう。
- ② SOSシグナルを発している視覚障がいの方から、何に困っているのか、どのようにサポートしたら良いのかを聞きましょう。
- ③ 困っていることや支援してほしいことを聞いたら、サポートしましょう。

(3) ほじょ犬（身体障害者補助犬）

「ほじょ犬（身体障害者補助犬）」は、目や耳や手足に障がいのある人の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けていて、障がいのある人のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れるし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街中を安全に歩けるようサポートして、障害物をよけたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・ファックス着信音・赤ちゃんの鳴き声などを聞き分けて教えます。“聴導犬”と書かれた表示をつけています。

介助犬

手や足に障がいのある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。“介助犬”と書かれた表示をつけています。

■ほじょ犬の同伴を受け入れる義務がある施設は以下の場所です。

- ・国や地方公共団体が管理する公共施設
- ・公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）
- ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設（商業施設・飲食店・病院・ホテル等）
- ・事務所（職場）

国や地方公共団体などの事業所

従業員50人以上の民間企業

■ほじょ犬ユーザーがハーネス（胴輪）や表示をつけたほじょ犬を同伴しているとき、ほじょ犬は工作中です。

- ・工作中的のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにします。

- ・ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにします。ユーザーは与える食事や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしています。

(4) 障がい者に関するマーク

マーク	名称	マークの意味	関連団体
	身体障がい者標識(マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合に表示するマークです。この場合、ほかの運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。	各警察署交通課 県交通安全協会
	聴覚障がい者標識(マーク)	法令で定める程度の聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合に表示するマークです。この場合、他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。	各警察署交通課 県交通安全協会
	障がい者のための国際シンボルマーク	障がいを持つ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。建物の規定などのマークの仕様については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは、すべての障がい者を対象としています。 ※個人の車に表示することは、シンボルマーク本来の趣旨とは異なりますので、障がいのある方が乗車していることを周囲に知らせる程度のもことになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの効力は発生しません。	(公財) 日本障害者リハビリテーション協会
	盲人のための国際シンボルマーク	視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられるマークです。信号、音声案内装置、国際点字郵便物、書籍などに使用されます。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会
	耳マーク	このマークは「耳が不自由です」という自己表示が必要ということで作成されたものです。この矢印は、聞こえない・聞こえにくいすべての人々にとっての聞こえの向上、保障を求めていく積極的な生き方の象徴です。このマークを付けた方と話すときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。	(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬) 同伴啓発のためのマークです。平成14年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関、デパートなど民間施設でも身体障害者補助犬が、同伴できるようになりました。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱の方たち（オストメイト）のための施設があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	(公社) 日本オストミー協会
	ハート・プラスマーク	このマークは身体内部に障がいがある人を表すマークです。内部障がいの方は外見からわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。	内部障害者・内部疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会
	障がい者雇用支援マーク	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者勤労支援を認めた企業、団体等に対して付与する認証マークです。	(公財) ソーシャルサービス協会ITセンター
	白杖SOSシグナル普及及び啓発シンボルマーク	視覚に障がいのある方が、外出先で困ったことがあった場合などに、白杖を頭上50cm程度に掲げて周囲の方にサポートを求める「白杖SOSシグナル」の普及啓発を図るためのシンボルマークです。	岐阜市 (岐阜市聴覚障害者福祉協会)
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくいいため、そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようにするためのものです。	岐阜県健康福祉部障害福祉課

8. 相談体制の整備

(1) 相談窓口の設置

職員が職務を遂行する中で行った障がいを理由とする差別に関して、障がいのある人等からの相談に応じるとともに適切な措置を講じるため、市の相談窓口を福祉生活課におきます。

なお、専門的な相談に対応することができるよう、県が委嘱した「地域相談員（身体・知的障害者相談員）」を置き、専門的な相談にも対応することとします。

(2) 紛争防止・解決等の外部組織の設置

相談窓口あるいは地域相談員による相談対応でも解決しない事案に対応するため、瑞穂市障害者自立支援協議会内に関係行政機関が複数にまたがる場合の関係団体等との調整等を行

うための組織を設置します。

また、瑞穂市障害者自立支援協議会においても解決することが難しい場合は、岐阜県障がい者差別解消調整委員会に紛争の解決を委ねます。

9. 研修・啓発の実施

(1) 職員に対する研修の実施

このマニュアルに基づき、職員が障がいのある人に対して適切に対応できるよう、また障がいの特性やその状態に応じた配慮、社会的障壁の除去の必要性等に関する理解を深めるために、職員研修を実施します。

各所属においては、障がいを理由とする差別解消に積極的に努めることとし、各部長に「障がい者差別解消推進員」（以下「推進員」という。）として活動していただきます。

推進員は、必要な研修を受講するとともに、所属内での普及及び人材育成に努めることとします。

各職員も積極的に研修を受講するとともに、障がいのある方と接することができるイベントに積極的に参加するなど、障がいのある人もない人もともに暮らせるまちづくりの推進に努めることとします。

(2) 普及啓発の実施

秘書広報課及び福祉生活課は、このマニュアル施行後も、必要に応じて職員に対する意識啓発を呼びかけるとともに、必要に応じて職員研修や職員に対する講座等を開催するなど、障がいの理解を深めるための取り組みを進めます。

推進員は、所属内で障がいのある人に対する理解を深めるための職員同士の話し合いの場を設けるなど、日頃から障がいのある人への理解を深めるための取り組みを推進するよう努めることとします。